

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第12号	受理年月日	令和3年12月2日
請願の件名	<p>「宮崎県に提出する許認可・届出等の申請書に行政書士代理人欄を設けることについて」の請願</p> <p>一 請願の要旨</p> <p>1 宮崎県の行政手続等に関してなりすましを防止し、申請の真正性を確保し、県民の権利の擁護と利益の保護をはかり、あわせて、行政手続の適正化による県民負担の軽減、被害の救済ならびに行政の円滑な運営に資するため。</p> <p>2 行政書士が代理人として、行政書士法に定める「記名・職印の押印」を履行し、知事の指導監督の下、行政書士の本人確認と法令順守による事件簿の作成、保存により、県民の真正な手続きの確保に資するため。 宮崎県に提出する許認可や届出等の申請書及び届出書(電子申請を含む)に、行政書士の代理人欄を設けていただきたい。</p> <p>二 請願の理由</p> <p>1 押印の廃止にともない、本人以外の第三者によるなりすまし申請が容易になっている現状にある。全国で見れば、本人たる建設業者の了解も無く廃業届の提出がなされた事案がある。宮崎県内でも同様の事案の発生の可能性がある。行政書士による本人確認と職印の押印が、なりすまし防止の機能を果たし、県民の権利の擁護と利益の保護がはかれることになる。</p> <p>2 持続化給付金等のコロナ支援に関する請求においても、なりすましや無資格者による申請等により不正請求が多数明らかになっている。これらはネット申請ではあるが、押印不要申請とネット申請の類似性に鑑み、適正な補助金・交付金支給等に結びつけ、県民の納税の目的を達する必要がある。</p> <p>3 非行政書士による申請代行を抑止することで、行政窓口における行政手続法の順守が図られ、ひいては窓口事務の負担軽減につながる事となる。</p>		
紹介議員	井本 英雄 日高 陽一 満行 潤一 二見 康之		